

令和4年度第7回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年10月11日(火) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿			
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	4番	綾木	晴子	5番	小林	孝
	6番	谷尾	友枝	7番	小椋	武
	8番	田中	正則	9番	山寄	幸臣
	10番	中田	典昭			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	山本	知司
	上月	清	西村	昭二
	保田	公範	竹内	俊雄
	白岩	義広		

4. 欠席委員 今井 光秋 山根 祐一 西田 悦子 公賀 義高

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 13番 西村 辰寿 | 1番 平木 正紀 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第8 | 議案第6号 | 農業振興地域整備計画の変更について | |
| 第9 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、今井委員 山根委員 西田委員、公賀推進委員 の 4名です。

農業委員 出席者数 11名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和4年度第7回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、13番 西村 辰寿委員、1番 平木 正紀委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は9件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は4件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号13-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号13-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号13-1 朗読後、説明】

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 684 m²

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 310 m²

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 728 m²

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,668 m²

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 397 m²

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,835 m²

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 823 m²

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 364 m²

土地の所在地 覚王寺地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 834 m²

権利の種類は、所有権移転贈与です。

理由につきましては、譲渡人が所有する農地を娘である譲受人へ贈与するものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、以前より農業を手伝っておられ、この度譲り受けられる農地でも引き続き水稻や野菜を栽培する予定です。通作については、いずれも自宅から1キロ未満であり問題はないと思われま

す。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、20年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われま

事務局	<p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、392アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻や野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、3番 今井光秋委員に事前調査をお願いしていますが本日は欠席です。報告書を預かっておりますので事務局は朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>報告書を朗読します。「10月3日、譲渡人に面会し聞き取りを行いました。譲渡人は体調が思わしくないとのことから親族で協議し、娘である譲受人に所有する農地を贈与することを決めたとのことでした。譲受人は以前より農業を手伝っておられ、この度譲り受けられる農地でも引き続き水稻や野菜を栽培する予定であると伺っております。同一世帯の親族に贈与するものであり問題はないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。」</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号4-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>【議案第2号 受付番号4-1 朗読後、説明】</p>

事務局

土地の所在地 才代地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 588 m²うち 56.22 m²

墓地を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の3ページから8ページに付けています。

場所については、議案書の3ページから5ページに図面を付けていますが、才代集落の西に位置する第2種農地です。土地利用計画図は7ページに付けています。

転用理由につきましては、現在使用している墓地の維持管理が困難なため、自己所有の農地に移設したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、八東駅から500m以内の区域に位置する第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地ですが、西側は畑、東側、北側は自己所有の農地、南側は里道、に隣接しており隣接地の同意は得られています。

雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますが本日はご欠席です。事務局から補足があれば報告をお願いします。

事務局

申請書受け取りの際に申請人から聞き取りを行っておりますので一部補足させていただきます。前のスライドで確認いただきたいのですが既存の墓地は申請人の自宅裏の山中にあり、管理するのに不

事務局	<p>便な状況であるとのことでした。申請地は自宅からは少し離れていますが車で行ける安全な場所に移設したいとのことでありました。先ほど説明させていただきましたが審査基準に合致しており問題ないと思われます。以上、補足とさせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号11-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号11-1について説明をします。議案書の9ページをご覧ください。 【議案第3号 受付番号11-1 朗読後、説明】 土地の所在地：橋本地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 384㎡のうち239.55㎡ 使用貸借による一般個人住宅を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、議案書の10ページから14ページに付けています。 場所については、議案書の10ページから12ページに図面を付けていますが、橋本集落内に位置する第2種農地です。土地利用計画図は13ページに付けています。 転用理由につきましては、家族の人数も増えてきたため実家近くに住宅を建築したいとのことでした。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は</p>

<p>事務局</p>	<p>集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明の写しにより確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地ですが、西側は自己所有の農地、東側は県道、南側は宅地、北側は自己所有の山林と隣接しており、隣接地の同意は得られています。</p> <p>雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流、汚水は農業集落排水へ接続します。</p> <p>日照、通風についてですが、隣接農地から十分距離をとっているため、影響ありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>なお、本件については8月定例委員会で農振除外について審議いただいておりますことを併せて報告致します。</p> <p>以上です。【スライド現地説明】</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。</p>
<p>谷尾委員</p>	<p>6番、谷尾です。この件につきまして両者の代理人であるクロバー総合事務所の担当者に9月6日に電話で聞き取りを行いました。先ほどの事務局の説明のとおりで間違いありませんでしたので審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員一同</p>	<p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に</p>

議長（会長）	<p>ついでに審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第6議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の15ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和4年9月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権が、新規1件、更新6件、合計7件です。面積は、田17,523㎡(15筆)、畑4,246.11㎡(6筆)で、合計21,769.11㎡(21筆)です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規2件、更新1件、合計3件です。面積は田のみで、13,409㎡(11筆)です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>始めに、通常の利用権設定分 受付番号28-5を除く、受付番号24-1から30-7について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号28-5を除く、受付番号24-1から30-7について、申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号28-5についての審議ですが、これは西田委員に関係する案件ですが本日はご欠席ですので引き続き審議を続けます。</p> <p>それでは受付番号28-5について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。受付番号 28-5 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号 95-1 から 97-3 について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 95-1 から 97-3 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年9月29日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号 141-1 から 147-7 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 13,409 m² (11筆) と、既に機構へ預けられている農用地 15,238 m² (6筆) を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人 2社へ 28,647 m² (17筆) を配分するものです。以上です。</p>
議長 (会長)	<p>それでは審議を行います。整理番号 141-1 から 147-7 につきまして審議を行います。</p> <p>これらにつきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。整理番号 141-1 から 147-7 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。 続きまして、日程第 8 議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局は説明願います。
事務局	議案第 6 号、農業振興地域整備計画の変更について説明します。八頭町長から、令和 4 年 9 月 20 日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 【議案第 6 号 受付番号 6-1 朗読後、説明】 受付番号 6-1 について説明します。 申請地 南地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,656 m ² 目的は農用地区域からの除外です。 理由としましては、資材置場及び駐車場を整備するためです。 議案書の 26 ページから 28 ページに位置図、29 ページに土地利用計画図を付けています。この農地は、丹比駅から 300m 以内に位置する第 3 種農地であり、農用地区域内の農地です。 以上です。
議長（会長）	この件については、5 番 小林孝委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
小林委員	はい。5 番の小林です。調査結果を報告します。当該農地につきまして現地確認を同じ区域を担当する保田推進委員さんと一緒に行いました。実情については保田推進委員さんの方が詳しく、地元の方のいろんな意見、苦情ですが、これに対して大変な思いをされているようです。現地はそこそこの広さの水田ですが進入路がないです。北側は宅地になっておりますし南側の田と田の間に道があるのですが小型農機、耕運機程度しかあがらない。そういったこともあ

小林委員	って農地として利用していなかった。私の手元の資料では5年前から赤判定となっております。申請人本人にも電話で聞き取りを行いました。水田として利用できなくて困っているとのことでした。今回の議案が通って続いてのステップに行ければ下の農地を作っておられる方も大変喜ばれるのだろうと感じて調査をしました。10月3日から10月5日にかけて調査を行いました。以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。明治委員どうぞ。
明治委員	2番の明治です。先ほどの報告でいろんなことがあってとありましたが具体的にはどのようなことでしょうか。お話でできることがあればお願いします。
議長（会長）	小林委員お願いします。
小林委員	苦情が何年も続いていたことです。南側は農地として使っておられるので虫がわくとかいろんなことで困っておられる。その苦情を保田推進委員さんもずっと聞いておられた。議案にも書いてありますが今後は駐車場なり資材置場に使うとのことですのでそうなってくればそういう悪条件は解消されますから喜ばれるだろうと思うわけです。
議長（会長）	隣地で雑草が生えると近隣の皆さんも苦労されます。そういったことが解消されるのであれば歓迎されると思います。言いにくいところを言っていただきありがとうございます。 その他ございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして日程第9 その他について事務局よりお願いします。
事務局	●農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について ●農業委員会特別研修大会の開催について ●研修積立金の徴収中止について ●2023年版の「農業委員会手帳」について ●違反転用案件について

事務局	●次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は11月11日(金)13時30分から、船岡地区 公民館大集会室で開催します。以上です。
議長(会長)	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	(なし)
議長(会長)	無いようですので、以上で第7回農業委員会を終了します。 終了(14時20分)
